

千葉県国民健康保険広域化等連携会議設置要綱

改正後	現 行
<p>千葉県国民健康保険広域化等連携会議設置要綱</p> <p>第 1 条 国民健康保険法第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき、国民健康保険事業の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を推進するための市町村に対する支援の方針（以下「財政安定化等支援方針」という。）を定めるため、県内市町村の意見を聴くとともに、意見の調整を図ることを目的として千葉県国民健康保険広域化等連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。</p> <p>第 2 条 1（1）～（3）（略）</p> <p>（4）国民健康保険制度改革に関する事項</p> <p>（5）その他財政安定化等支援方針に関する事項</p> <p>第 3 条 1～3 （略）</p> <p>4 作業部会は、連携会議を構成する各団体をもって構成することとし、その委員は、次のとおりとする。</p> <p>（1）千葉県健康福祉部保険指導課国保・高齢者医療指導班長</p> <p>（2）連携会議を構成する保険者及び国保連合会の委員が推薦する実務担当者</p> <p>5 作業部会には部会長を置くこととし、千葉県健康福祉部保険指導課国保・高齢者医療指導班長をもって充てる。</p>	<p>千葉縣市町村国保財政安定化等連携会議設置要綱</p> <p>第 1 条 国民健康保険法第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき、国民健康保険事業の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を推進するための市町村に対する支援の方針（以下「財政安定化等支援方針」という。）を定めるため、県内市町村の意見を聴くとともに、意見の調整を図ることを目的として千葉縣市町村国保財政安定化等連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。</p> <p>第 2 条 1（1）～（3）（略）</p> <p>（4）その他財政安定化等支援方針に関する事項</p> <p>第 3 条 1～3 （略）</p> <p>4 作業部会は、連携会議を構成する各団体をもって構成することとし、その委員は、次のとおりとする。</p> <p>（1）千葉県健康福祉部保険指導課副課長（国保・高齢者医療担当）</p> <p>（2）連携会議を構成する保険者及び国保連合会の委員が推薦する実務担当者</p> <p>5 作業部会には部会長を置くこととし、千葉県健康福祉部保険指導課副課長（国保・高齢者医療担当）をもって充てる。</p>

第4条 (略)

第5条 (略)

第6条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

第4条 (略)

第5条 (略)

第6条 (略)